

遅延利息請求訴訟第一審判決への対応について

令和元年7月5日
教育人事課

1 判決期日

令和元年6月28日（金）

2 当事者

原告： 氏
被告： 大分県

3 提訴

平成30年10月11日 大分地方裁判所

4 請求の趣旨

①主たる請求

被告は、原告に対し、198万5205円（賠償金400万円に対する平成20年9月8日〔取消処分の日〕から平成30年8月10日〔賠償金支払日〕まで年5分の割合による金員）を支払え。

②予備的請求

被告は、原告に対し、61万3150円（賠償金400万円に対する平成27年7月18日〔請求日から3年遡った日〕から平成30年8月10日〔賠償金支払日〕まで年5分の割合による金員）を支払え。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

5 判決内容

①被告は、原告に対し、61万3150円を支払え。

②原告のその余の請求を棄却する。

③訴訟費用はこれを3分し、その1を被告、その余を原告の各負担とする。

④この判決は仮に執行することができる。

【理由】

- 不法行為に基づく損害賠償債務の不履行に係る遅延損害金請求権は、履行遅滞により日々継続的に発生するものであるから、各発生時点が起算点となり、それぞれ3年の経過により時効消滅すると解すべきである。
- したがって、平成27年7月18日から平成30年8月10日までに生じた確定遅延損害金請求権については消滅時効が未完成というべきである。

6 判決への対応

控訴しない。

【理由】

- 事件の早期決着を図るため
- 事実認定に争いはなく、法解釈のみの問題であることから、これ以上争っても判決が覆る可能性は低いため